

平成 28 年度 第 4 回日野市子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 平成 29 年 1 月 26 日（木）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場 所 日野市役所 5 階 505 会議室

出席者 委員 永田委員、水谷委員、東委員、山上委員、青嶋委員、乙訓委員、佐野委員、
小俣委員、土屋委員、小林委員、赤久保委員、小塩委員

事務局 中田子育て課長、谷子育て課主幹、水口子育て課助成係長、木暮子育て課
子育て係長、高橋保育課長、前島保育課管理係長、堀辺子ども家庭支援セ
ンター長、正井子ども家庭支援センター課長補佐、大日向子ども家庭支援
センター地域支援係長、三輪子ども家庭支援センター主任、吉沢子ども家
庭支援センター主任

欠席者 委員 亀井委員、岩本委員、細谷委員、原田委員、半澤委員、小宮山委員、吉富
委員、岡野委員

傍聴者 1 名

（開会）

（1. 会長あいさつ）

会長

それでは定刻となりましたので、只今より平成 28 年度第 4 回子ども・子育て支援会議を始めます。寒い中お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。今日が今年度最後の会議となります。4 月からは委員の交代等があり、このメンバーでの協議は今日が最後ではありますが、ご欠席の方もいらして残念です。

本日は傍聴の方が 1 名おられます。公開でありますので許可したいと思いますのですが、よろしいですか。それでは許可をいたします。

お手元の次第に沿って、進めていきたいと思えます。今日は報告事項が 2 件と、委員から意見交換の時間をもう少しというお声がありましたので、後程意見交換の時間を設けております。それでは、配布資料の確認を事務局からお願いします。

（配布書類の確認等について）

事務局

それでは、まず本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に資料をお送りさせていただきました。

資料 1 しんめい児童館運営業務受託候補者の決定について

資料 2 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

資料 3 日野市子ども条例

資料に欠落等はありませんでしょうか。

会長

では、次第2報告事項（1）しんめい児童館運営業務受託候補者の決定について事務局より説明をお願いします。

（2. 報告事項）

（資料1 しんめい児童館運営業務受託候補者の決定について）

事務局

前回の会議におきまして、しんめい児童館運営業務の民間委託についてご説明させていただきましたが、受託候補者が決定いたしましたので、ここまでの流れと今後の予定等につきまして、ご報告申し上げます。資料1 しんめい児童館運営業務受託候補者の決定についてをご覧ください。

まず、選定委員会の開催についてですが、日野市立しんめい児童館運営事業者選定委員会設置要領に基づき、8月24日に選定委員会を設置し、9月12日に、第1回の委員会を開催いたしました。募集要領や審査基準を定めております。

これを受け、10月1日には広報やホームページ等を通じ、事業者の募集を開始し、応募のあった3事業者を対象に、11月25日に第2回委員会を開催。プレゼンとヒアリング審査による選考を行いました。

次に選定結果です。採点表にありますように、応募のあった3社それぞれの得点は101.3点、89.5点、81.3点という結果で、特定非営利法人ワーカーズコープが第1位となり、受託候補者に決定いたしました。

ワーカーズコープにつきましては、三多摩地域で12の児童館と25の学童クラブの運営実績があり、またそれとは別に、多摩地区で、独自に子ども食堂等の取り組みを行っている事業者です。今回のプレゼンでは、地域に根差した児童館行事の取り組みをアピールしておりました。

資料裏面をご覧ください。今後のスケジュールとしまして、ここには1月末に協議を行うとしていますが、本日までに受託候補者、子育て課、しんめい児童館とで委託内容の確認や今後の流れについて話し合いを行っております。今後さらに具体的な、細かな引継ぎを行い、4月1日以降の運営が円滑に行われますよう、引き続き準備を進めてまいります。なお、事業者には、選定委員会で要望されました、これまでしんめい児童館が築いてきました地域との連携等についてしっかりと引き継いでまいります。

また、これまでの話し合いを通じ、受託候補者につきましては、地域の皆様に受け入れていただくことがとても大切なことであるという姿勢、考え方が、強く感じられる事業者でございます。また、館長の予定の方は、現在近隣市の児童館館長を務めている等経験豊かな方で、日野市にお住まいと伺っております。

「しんめい児童館運営業務委託受託候補者の決定について」の報告は以上でございます。

会長

ありがとうございました。このことにつきましてご質問、ご意見はございますか。

委員

前回説明があったかもしれませんが、選定委員会のメンバーについて教えてください。

事務局

選定委員会の委員ですが、企画部長、総務部長、教育部長、子ども部長、子育て課長、児童館長の計6名で構成されております。児童館長につきましては、市内の児童館を5つのブロックに分けておりまして、しんめい児童館と同じブロックにあります、基幹型さかえまち児童館の館長が入っております。

委員

保育園等では利用者（保護者）も選定委員会の委員として入るが、児童館においては入らないのでしょうか。

事務局

今後学童クラブの委託等がある場合は、保護者の方にも入ってもらうことも考えておりますが、児童館の運營業務委託については、委員に利用者の方は入っておりません。

委員

業務委託契約が1年間ということですので、1年後にまた、選定委員会が評価・検討をされるのでしょうか。

事務局

基本的には、子育て課の方で運営の状況を見まして、判断するという形になります。

委員

学童クラブも一緒にという前提で募集をしているので、1年目でよかった場合には、その後児童館・学童クラブも全て委託するという流れになってしまわないかと心配しております。

事務局

学童クラブについては保護者のご理解も重要と考えております。もちろん同じ建物内にありますので、同じ事業者が望ましいということもありますが、学童クラブの委託に際しては、きちんと保護者の方も選定委員に入れて、行いたいと考えております。

会長

ご質問内容についてお答えいただきましたが、よろしいでしょうか。

委員

たまだいら児童館ふれっしゅは、指定管理者で5年契約と聞いておりますが、しんめい児童

館は指定管理とは異なるのでしょうか。

事務局

業務委託ということで、仕組みが異なり、1年間の契約となります。たまたま児童館ふれっしゅにつきましても、当初は同じように業務委託という形で、2・3年行い、それを経て、指定管理となっております。

委員

委託をされて、何年か様子を見て良好であれば、今後指定管理者になるという可能性もあるということですね。審査期間と捉えていらっしゃるということですね。

会長

そういうことを踏まえて時期を設定されているようですね。実際上手くいかなかった場合、すぐ切り替える訳にはいかないなので、事務局の方でもよく考えていただいているようですね。他にご質問等ございますか。

委員

質問ではなくお願いにはなりますが、児童館ですと、丁寧な付き合いが必要な子どもやご家庭、地域の事情等もあると思いますので、その部分もしっかりと引継ぎを行っていただきたいと思います。

会長

その点は先ほど事務局からご説明もありましたが、日野市在住で経験豊かな館長ということですし、地域に根ざした活動を行ってくださるでしょうし、そういう方が管理する立場にいらっしゃるということは良いことですね。委員としてこういう声があるということ踏まえて、今後も対応していただきたいです。他にもご質問はございますか。

委員

今、日野市の児童館に指定管理として入っている業者2社からの応募はありましたか。

事務局

応募はございました。

委員

採点は何点満点で採点されているのでしょうか。

事務局

120点満点で採点しております。

委員

資料1の選定結果、運営実績の項目について細かく教えてください。

事務局

運営実績につきましては、現在児童館を10館以上運営しているところで最高25点、1～9館の児童館運営について20点、学童クラブ事業を10件以上運営しているところで15点、1～9件の学童クラブ運営について10点としております。

委員

各項目の満点を教えていただければと思います。

事務局

評価項目、運営実績につきましては25点満点、提案価格につきましては15点満点、企画提案内容審査につきましては80点満点、合計120点満点となっております。

委員

引継ぎは3月1日から1ヶ月間ですか。

事務局

仕様書上はそうなっておりますが、今の段階では引継ぎについて協議を行っておりまして、2月から具体的な引継ぎを行っていく予定です。

委員

まだ具体的には引継ぎ内容は決まっていないということですね。書面上のみの引継ぎなのか、例えばこの期間に受託業者が1ヶ月児童館に入って一緒に働くのか、もしくは4月以降しばらく現職員が入るのか等。

事務局

並行して運営するということはございませんが、受託業者に2月・3月の期間で、しんめい児童館に来ていただいて、事業の様子や日常的な業務をご覧いただきながら、引き継いでいく形を考えております。今までのしんめい児童館の年間事業計画は既にお示ししており、それに基づいた事業計画の提案は、受託業者よりいただいております。

委員

保育園等ではよくあるかと思うのですが、現職員（臨時職員含む）が残るということはあるのでしょうか。

事務局

その予定はございません。ただ同じブロックであります基幹型さかえまち児童館が、4月以降しんめい児童館で何かあればバックアップを行うという体制は築いております。委託という形になりますので、市の職員が入って指示するというようなことはできません。そこは切り離し、3月までは色々とやり取りは行いますが、4月以降は市がお願いする業務を、基本的には受託業者の方で行っていただくということになります。

会長

よろしいでしょうか。経営母体、人事管理形態が変わるということですので、なかなか現職員が残るとするのは難しいということでしょう。

委員

私は立場上、児童館に来館される子ども達と直接関わっております。現在の館長から何度かご報告はいただいております。ここで受託業者が決まり、今度新しい館長がご挨拶にいらしてくださるということで、私も内容を詰めていきたいと考えている中で、お聞きしたいことが2点あります。今まで通り、地域・学校との連携を大事にするとはありますが、子どものことや児童館の運営・事業については、直接受託業者と私が話を進めていってよろしいのでしょうか。それとも子ども部を通した方がよろしいのでしょうか。今後のやり取り・交渉等の方法についてが1点。また実際児童館を利用するのは子ども達です。保護者の方については、ホームページ等でもご案内をしているかと存じますが、運営母体が変わるとするのは大人の都合でありまして、子ども達にとっては今まで接していた職員が大きく変わるわけですから、その辺りを誰がどのような方法で子ども達に説明をするのか、子ども達への引継ぎはどう行うのでしょうか。以上2点お聞かせください。

事務局

まず1点目です。基本的には直接やり取りをしていただいてもかまいません。不都合等がございましたら、子育て課に言っていただければと思います。ただ委託ということになりますので、こちらから直接児童館職員に具体的な指示を出すということではできませんが、問題があれば本社にお話をして改善をしてもらおうという形になります。そういうことがない事業所だとは考えておりますが、日常的な行事のことや七小のお子さんに多くご利用いただきますので、七小のお子さんのことにつきましては、直接お話をいただいてもかまいません。また2点目の子どもへの引継ぎですが、しんめい児童館の委託について説明会の開催を検討しております。現在の職員から乳幼児行事で利用されている保護者や日常的に来館される子ども達に、人が変わるということを伝える必要があると考えております。受託業者とも現在その話し合いを行っているところです。

会長

いかがでしょうか。小学校の教員についても担任変更や異動がありますよね。

委員

学校でも担任の変更や異動の際には離任式をやる等、子ども達とお別れの式を大切にしています。児童館という施設であっても、やはり大切なのは人と人との繋がりです。子どもと職員が築いてきた関係があるかと思えます。子ども達の気持ち・想いを大切にするという意味でも、感謝とお別れについて大事にしてほしいですし、これからもよろしくという気持ちを込めた挨拶を大事にしてほしいと考えております。その方法が決まりましたら、私の方からも子ども達にお知らせをするので、早めご連絡ください。

会長

セレモニーやけじめといったことを経験の中から、お話いただきました。後は細かいことは4月までの期間で行っていただきたいと思えます。色々ご質問がありましたが、他はよろしいでしょうか。それでは報告事項（2）に移りたいと思えます。児童福祉法の改正について、事務局より説明をお願いします。

（資料2 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要）

事務局

いつもお世話になっております。児童福祉法の改正について、担当職員から説明をさせていただきます。

会長

では、よろしくお願いいたします。

事務局

平成28年5月27日に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。今回の見直しでは、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待については発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために「子育て世代包括支援センター」の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置が講じられます。

改正法の主な内容を資料に沿って説明させていただきます。資料2 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要をご覧ください。

今回の改正は1. 児童福祉法の理念の明確化等 2. 児童虐待の発生予防 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 4. 被虐待児童への自立支援の4本柱からなります。

まず、児童福祉法の理念の明確化等が挙げられます。

1. 児童福祉法の理念の明確化等についてです。

（1）児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。

こちらについては別添資料の児童福祉法第1条・2条新旧対照表をご覧ください。左側の改正後の第1条と2条を読ませていただきます。

※児童福祉法第1条・2条読上げ

改正前に比べて子どもの権利保障を明確に掲げることとなりました。

(2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。

家庭と同様の環境とは、具体的に申し上げますと里親やファミリーホーム、養子縁組等が想定されます。

(3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うこと。都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行うことと規定されました。

(4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記するとなっております。

次に、2. 児童虐待の発生予防についてです。

(1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。

母子健康包括支援センターとは母子保健法上の呼び方で子育て世代包括支援センターに置き換えて差し支えありません。こちらについては後程ご説明申し上げます。

(2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。

こちらは添付資料「関係機関による調査協力」をご覧ください。児童虐待に係る情報は児童の安全確認及び虐待への対応方針から必要不可欠である一方、改正前の法律では地方公共団体のみ情報等を提供できることとされてきました。改正後の法律では、児童相談所や市町村から、情報を求められた場合、地方公共団体に加え、民間の医療機関や児童福祉施設、学校等関係機関についても、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとされました。皆様におかれましても、何らかの支援が必要と思われる児童や妊婦と関わりがある場合には子ども家庭支援センターへのご連絡をお願いします。また、児童相談所や子ども家庭支援センターから、情報提供の依頼をさせていただくこともあるかと思しますので、その場合もご協力のほど、宜しくお願いいたします。

(3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化するとなっております。

次に、3. 児童虐待発生の迅速・的確な対応についてです。

(1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。

別添資料「市町村における支援拠点の整備」をご確認ください。市町村における支援拠点のイメージをご覧ください。児童相談所との連携において、市町村では一体的に担う支援拠点の整備に努めるものとされました。東京都においては、既に市区町村に子ども家庭支援センター

が整備されており、全国的に子ども家庭支援センターのような機関の設置が法制化された形になります。

(2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。

(3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。

(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

(5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとするとなっております。

次に、4. 被虐待児童への自立支援についてです。

被虐待児童への自立支援につきましては主に都道府県及び児童相談所の業務になります。

(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。

(2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。

(3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。

(4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加するとなっております。

最後に資料では記載はありませんが、児童相談所から子ども家庭支援センターへの送致についても新たに可能になりました。これにより一層子ども家庭支援センターの業務量と責務が増すことが予想されます。児童福祉法の概略については以上になります。

続きまして、子育て世代包括支援センターの説明を申し上げます。別添資料「子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開」をご覧ください。

子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施する「仕組み」のことを指します。お配りの資料、中ほどの図をご覧ください。ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の安心感を醸成するものです。

子育て世代包括支援センターは内閣府による「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」において、概ね平成32年度までに、地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととされています。

また、今回の児童福祉法等の改正においては、「母子保健法第22条」にて市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター」（※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）を設置するよう努めなければならないこととされています。

日野市の状況としては、現在、子ども家庭支援センターと健康課で立ち上げに向けて検討をしております。昨年12月には先例自治体である文京区、世田谷区に視察へ行って参りました。先ほども申しあげましたワンストップ相談窓口拠点、切れ目のない支援を確保する仕組みをどういった形で作り上げていくか、引き続き関係各課と連携して検討して参ります。

以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございました。色々なことがございますが、国の施策が中心で、各市町村においては法制化を含めて色々な形で、より一層連携等強化していくと言えるかと思えます。このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

委員

実際に学校で勤務をしていて、私達がいつも思い悩むことがあります。虐待について通報する義務は以前から言われており、学校でも虐待の可能性がある場合、子ども達への聞き取りや写真撮影等を慎重に行い、子ども家庭支援センターへ通報しています。そういった通報が全ての出発点になりますし、虐待が明らかな場合の通報は当たり前のことと考えております。

しかし、その初期段階でのこと、すなわち虐待かどうか曖昧な状況の場合について、あまり議論されていないように感じております。学校側としては、虐待を絶対に防ぎたい・子どもを守りたいという気持ちは同じですが、誤りだった場合の今後の学校の信頼や、親と学校との関係を危惧します。子ども家庭支援センターも同じようなお気持ちをお持ちだと思います。学校から子ども家庭支援センターに連絡・相談をした際に、子ども家庭支援センターがどのように対応してくれるかで、学校の安心感も変わってきます。法令も大事ですが、一言で虐待の通報と言っても、その背景には様々な状況があるということを、常に頭に置いて、お互いに連絡を取りながら対応していく必要があります。お互いの関係を大事にしていきたいと思えます。

会長

ありがとうございます。実際の体験談ということで非常に貴重なお話だと思います。虐待の対応については、難しいところもあるかと思えます。子ども家庭支援センターへの通報以外に、警察に通報される事例もあるのでしょうか。

事務局

そういった事例もございます。

委員

学校から直接警察に通報ということはよほどのことでなければなりません。警察に話がいく場合は、既に子ども家庭支援センターや児童相談所が動いている状態の時になるかと思えます。

会長

近隣の人等個人が市や警察に直接通報するという話も耳にします。ストーカー等だと警察がなかなか動いてくれないというケースもあるようですが、虐待の場合はどうでしょうか。

委員

虐待の事実が明確な場合には警察も動いてくれます。ですが、まずは、学校と子ども家庭支援センター、さらに児童相談所との関係を大事にして、連絡をしたらすぐ動ける体制を築いておくことが大切かと思います。日野市がどうかはわかりませんが、どこの地域でも、子ども家庭支援センターは抱える案件が多いにも関わらず、職員が少ないというのが現状です。連絡・通報があっても、すぐに対応するというのは、難しいのではないのでしょうか。

事務局

実情についてお話させていただきますと、学校からご連絡いただいた場合は、東京都には 48 時間ルールというものがございまして、必ず学校や幼稚園・保育園に、現認に行くことになっております。特別なご事情がある場合は別ですが、必ず伺うようにしております。虐待の通報は、覚悟がいるものと思います。より良い形でできるようにしたいとは考えておりますが、現状としては、虐待を発見した場合には子ども家庭支援センターへの「通報の義務」があることを保護者に説明してもらうことで、学校と保護者の関係が悪くなることのないように努めています。逆に学校に間に入ってもらうことで、対応がスムーズに行えることもあり、ご事情によっては夜間ご自宅に伺うようなこともあります。学校から保護者に連絡をしてもらい、保護者の方とお会いするケースも多くなっています。また通報後の関係については、子ども家庭支援センターでも最大限配慮をしながら、一緒に関わらせていただくようにしています。

警察の話も出ましたが、基本的には日中虐待を発見した場合は、子ども家庭支援センターにご連絡いただくことになっております。重篤・要保護の状態の場合は、学校長のご判断で、児童相談所に連絡がいくこともございます。警察に関しては、物理的に警察でなくては抑えきれないとなった場合には、警察に来てもらうこともあります。また夜間につきましては、子ども家庭支援センターには連絡できないので、児童相談所や虐待ダイヤル 189、警察で対応するようになっております。夜間は警察に通報が入ることも多いです。警察で近年多いのは、お子さんの面前での夫婦喧嘩は心理的虐待にあたるため、後程警察から児童相談所へ書類通告という形で報告がいくことになっており、そういう事例が一番多くなっています。警察では、少年係が児童虐待に対応するということになっています。警察、児童相談所、子ども家庭支援センターが協力し合って対応にあたっております。

会長

実態がよくわかりました。様々な対応先があるので、一般の方にとっては、状況に応じてどこに連絡したらいいかが難しいですね。

事務局

まずは子ども家庭支援センターにご連絡いただければと思います。私どもの今後の課題として、子ども家庭支援センターの役割・活動をPRしていかなければならないと考えております。色々とところとの関係を密にとって、やっていきたいと思っております。

会長

都市化が進めば進むほど、躊躇してしまうという状況も増えていきますよね。

委員

最後に学校にとっては子ども家庭支援センターが頼りです。保護者にとっても、そういう場所にしていきたいです。現状では、子ども家庭支援センターは、保護者にとっては敷居が高いイメージがついてしまっています。そうではなくて、子ども家庭支援センターは、保護者にとって安心できる存在、助けてくれる存在だと知ってもらい、イメージアップが図られれば、学校としても保護者と子ども家庭支援センターを繋ぎやすいと考えます。

会長

前回もお話はありましたが、児童虐待の実情について理解が深められたと思います。ありがとうございました。他には何かございますか。

委員

子育て世代包括支援センターについて、文京区と世田谷区に視察に行かれたそうですが、そこで得られたことをお教えてください。

事務局

それでは実際に視察に行った職員より簡単にご説明申し上げます。

事務局

文京区と世田谷区に、子ども家庭支援センターと健康課で視察に行って参りました。どちらも、実際に今実施しているのは、日野市でいうところの健康課の分野で、子ども家庭支援センターとの関わりという部分は、視察に行った限りでは、あまり感じられませんでした。

文京区では国や都の補助金に則ったショートステイ事業等を実施しており、日野市でもすでに健康課で行っている事業も多く、そう変わりません。事業自体は変わらないが、東京都に確認の上、子育て世代包括支援センターという看板をつけ、実施しているというお話でした。

世田谷区では人口や面積規模や体制が大きく異なるので、一概には言えませんが、切れ目のない支援について検討委員会を立ち上げ、切れ目のない支援担当という新しい部署を作り、その中で世田谷区としての支援を検討していくという体制を築いて、体系的に行っているという印象でした。実際に行っている事業は、日野市の健康課で既に行っている事業でした。

委員

ありがとうございました。議論でどういう思いを大切に行っているかということに興味があります。先ほどから議論されております重篤なケースについてですが、連携を取り、情報を密にして、ワンストップでというお話があり、それも充実していかなければなりません、発生予防の面からしますとワンストップも大事ですが、多様性も大事であると日々の会話や活動を通して思います。市民が歩いていける場所に自分の居場所があり、そこで子育ての悩みを相談できて、心が和らぎストレス軽減され、虐待防止に繋がるので、そういう居場所が大事だと感じます。ファミリーサポートセンターやモグモグや我々のところも、そういう親子や世代に寄り添って活動しています。切れ目のない支援として、ワンストップで一箇所だけ体制を築くことも大切ですが、地域の中の色々なところに市民の居場所があるということが日野市全体の発生予防に繋がるのではないかと思います。計画の中にそういう思いを入れながら、作っていったらと思います。

会長

よろしいでしょうか。色々議論は尽きない側面もありますが、時間もございますので、報告事項につきましては終了とさせていただきます。続きまして、次第3 意見交換に移ります。進め方について、事務局より説明をお願いします。

(3. 意見交換)

事務局

意見交換のテーマと進め方について、説明いたします。

前回会議において、委員の皆様にご意見交換のテーマを求めましたところ、委員から、子どもを中心とした子育て支援等について、子ども条例の趣旨なども確認しながら意見交換したい旨のご提案をいただきました。

先の報告事項で説明のあった児童福祉法改正の主旨とも関連する内容であるため、今回は、そちらに沿って進めていきたいと思っております。児童福祉法の改正について少し補足させていただきます。

総則の冒頭、第1条に、日本の法律の中に、今までなかった子どもの権利が初めて書き込まれ、また、第2条では、社会のあらゆる分野において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること、国民、保護者、国、地方公共団体が、それぞれがこれを支える形で、その福祉が保障されることが明確化されました。

この理念のもと、社会全体で、すべての子供の命と権利、そしてその未来を守って、健全な育成を図っていかなければならないことが、改めて確認をされたわけであります。この児童福祉法の改正は画期的で深い意味を持ったものとなっております。

児童虐待など、子どもの命、権利にかかる痛ましい事件が後を絶たない中、児童福祉法が改正された主旨や、日野市子ども条例について改めて確認していくことは、大切なことであると思ひまして、このようなテーマとさせていただきます。

各委員の団体等におかれましても、法改正の主旨、子ども条例の主旨を踏まえた活動がそれぞれ、展開されていることと思います。この後、委員に趣旨説明を行っていただきまして、各テーブルで感想や各団体の取組みについて自由に情報交換・意見交換していただければと思います。

会長

ありがとうございました。事務局よりご説明がありましたが、他に具体的なご説明がございましたら、委員の方をお願いします。

委員

この会議で集まった方々にお声がけをして、この場以外でも市民版の子ども・子育て支援会議、井戸端会議的なものを行っておりまして、情報交換や勉強会を重ねてきております。

その中で八王子市の子育て支援を実際にやっている方のお話を聞いた際に、活動の根本にあるものを尋ねましたところ、「八王子市には子ども条約・条例はありませんが、『子どもすこやか宣言』の精神に則って活動をしています。」というお話があり、日野市には子ども条例があるということを指摘されました。子ども条例を作った方々のお話を聞きますと、たくさんの議論を重ねて思いを込めて作られていて、新！ひのっすくすくプランの冒頭にも子ども条例の精神に則ってとありますが、しっかりと確認しないままこの会議に参加しているということに気づきました。日野市の子ども施策を考えるにあたり、子ども条例はひとつの参考・指針となりますし、改めて勉強したいと思ひまして、このテーマを投げかけさせていただきました。

会長

ありがとうございました。それでは、30分間お時間を取りたいと思います。20時10分までとします。各テーブルでお願いいたします。事務局の方もぜひ各テーブルに入ってください。

(意見交換 発表)

会長

話題は尽きないかと思いますが、時間ですので、意見交換は終了とさせていただきます。各テーブルお一人ずつ、お話の内容を発表いただければと思います。はじめに1グループ発表をお願いします。

委員

子ども条例を策定するにあたっては、108回の会議をされた、反対意見も多くあったというお話も伺いました。この子ども条例ですが、知らない人も多いと思いますので、周知する必要があるのではないのでしょうか。せっかくですので、権利の主体者たる子どもが参加するようなきっかけを作れないかと思います。例えば子どもを集めて会議をするイベントなど。条例を見ますと、7月1日を「日野市子ども条例の日」となっており、条例の趣旨にふさわしい事業を行うとありますので、それを実現できる方法はないかと考えています。相手にも権利がある

と同時に、自分にも権利があるというように、子ども達が権利について考えるきっかけを与えることができたと思います。そうすれば、自然と親も一緒に考えるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。それでは2グループ発表をお願いします。

委員

このグループでは、それぞれ雑多に話をいたしました。出た話としましては、子ども、親ともに承認欲求があり、それが満たされることで、権利にも繋がっていくのではないかとのことでした。後は、保育園で子どもの様子や、親の問題や離婚の話も出ました。小学校の先生の方からは、昔と比較して、発達障害まで至らないお子さんへの支援や保護者の受け止め方の話が出ました。子ども家庭支援センターに関して認知度が低いため、自分は関係ないと感じている方も多いのではないかということでした。今後認知度をあげてもらうことで、これから繋がっていくのではないかという話もありました。

会長

ありがとうございました。それでは3グループ発表をお願いします。

委員

皆さんそうだと思いますが、この短時間ではまとまった話とはならなかったと思います。このグループでも様々な意見が出ました。私も日野市子ども条例を改めて読み、またユニセフや立川市の条例なども読みまして、この条例で大切にしていることは何かと考えました結果、5ページにあります「子どもの権利」の部分だと思いました。生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利、この4つがこの条例の肝であり、その他の部分はそれを保障するためにどのような体制が必要かという話だと解釈しました。ここで大切にしている思いを皆さんで共有することで、プランを見直すと色々な視点や大切な視点が新たに出てくるのではないかというお話をさせていただきました。

ただ現実を見ると色々な親子がいて、ここに書いてあることが残念ながら叶わない親子がいる、権利という言葉逆に振りかざして周り（学校、子ども家庭支援センター等）に色々と要求をするということも実態としてあるという話も出ました。権利という言葉の概念自体の理解から始めなければ、権利だけを取り上げてしまうと、難しいのではないかという意見も出ました。

会長

ありがとうございました。色々なご意見・お話がありました。敢えてまとめはしませんが、それぞれ私達委員が心に留めて、これから継続される委員の方々、市の方でも考えていただければと思います。これで意見交換を終了したいと思います。

(4. その他)

事務局

ありがとうございました。本日の会議をもちまして、今期の任期満了となりまして、本日の会議が最後となります。大変ありがとうございました。次年度以降につきましては、少し間が空きますが、各団体の皆様におかれましては、改めて委員の選出を依頼させていただきたいと考えております。委員の交代が見込まれる団体の皆様には引継等をお願いできれば幸いです。よろしく願いいたします。

会長

それでは、本日の会議を終了します。どうもありがとうございました。